

ラブホテル類似施設に関する基準

- 1 施設の外壁、屋根、広告物、ベランダ、門、塀等の構造等が著しく派手又は奇異でなく、施設の外観における色彩、意匠等が周囲の環境に調和していること。
- 2 施設の外観に点滅又は変光するネオン設備、電球等が設けられておらず、施設の外部に休憩料金その他の表示を示す看板等が設けられていないこと。
- 3 門、塀又は駐車場の出入口に外部からの見通しを困難とするのれん等の設備が設けられておらず、玄関前に遮へい物等が設けられていないこと。
- 4 玄関帳場又はフロントが次の基準を満たすこと。（関係機関との協議により、代替える機能を有すると認められる場合を除く。）
 - ア 利用者が必ず出入りする場所に設けられ、かつ、客室に通ずる共通の廊下と接続していること。
 - イ 利用者と直接に面接ができる開放式のカウンターが設けられ、かつ、ガラス戸、壁、カーテン等で遮へいされていないこと。
 - ウ 本来の機能を失わせる付帯設備が設けられていないこと。
- 5 ホテルにあっては、食堂又はレストランが外部又はロビーから自由に入出りできるものであること。
- 6 ホテルにあっては、ロビー（玄関帳場又はフロントに隣接した廊下及び談話室を含む。）の面積が当該ホテルの客室の数に応じて次の表に定める基準を満たすこと。

客室の数	15 室以下	16 室以上 25 室以下	26 室以上
ロビーの面積	30 平方メートル以上	40 平方メートル以上	50 平方メートル以上

- 7 ホテルにあっては、食堂又はレストランの面積が当該ホテルの客室の数に応じて次の表に定める基準を満たすこと。

客室の数	15 室以下	16 室以上 25 室以下	26 室以上
食堂又はレストランの面積	30 平方メートル以上	40 平方メートル以上	50 平方メートル以上

- 8 客室数が100室以下のホテルにあっては、ダブルベッド又はツインベッドを備える客室の数が全客室数の3分の2を超えないこと。
- 9 客室数が100室以下のホテルにあっては、床面積（浴室、便所及び洗面所の面積を含む。）が20平方メートル以下である1人部屋の数が全客室数の3分の1以上であること。
- 10 客室が分棟式構造でないこと。